

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 の制定について

1 概要

刑法等の一部を改正する法律（令和4年6月17日公布）の施行に伴い、関係条例を整理するものです。

2 内容

整理条例において、次に掲げる条例中「禁錮」を「拘禁刑」に（①～④）、「懲役」を「拘禁刑」に（⑤）、改める一部改正を行います。

- ① 酒田市特別職の職員に対する退職手当支給条例（人事課）
- ② 酒田市一般職の職員の給与に関する条例（人事課）
- ③ 酒田市職員の退職手当に関する条例（人事課）
- ④ 酒田市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（上下水道部）
- ⑤ 酒田市議会の個人情報の保護に関する条例（議会事務局）

3 施行期日

刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和7年6月1日）から施行。

4 その他

刑罰を定めた条文の制定改廃を行うにあたっては、事前に地方検察庁との協議が必要とされています。本条例については、山形地方検察庁に対して令和6年7月5日付で協議を依頼し、同年8月27日付で「意見なし」との回答を得ています。

酒田市議会の議決に付すべき重要な公の施設に関する条例の廃止について

1 概要

特定の施設を重要な公の施設とする取扱いを改めるため、条例を廃止するものです。

2 内容

当該条例は、所定の公の施設について、地方自治法第96条第1項第11号に規定する「重要な公の施設」とし、当該施設について5年以上の独占的な利用をさせる場合に議会の議決を得なければならないとするものです。

この条例を施行する時点で、現になされている5年以上の独占的な利用の許可については、その期間が満了するまでの間、なおその効力を有するものとする経過措置を設けました。

3 施行期日

公布の日から施行。

酒田市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行による、国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

2 条例改正の概要

① 就業手当の廃止

- ・ 就業促進手当として、就業手当、再就職手当、就業促進定着手当が支給されているが、支給実績が極めて少なく、人手不足の状況下においては安定した職業への就職を促進することが求められていることを踏まえ、安定した職業以外の職業に早期再就職した場合の手当として支給している就業手当を廃止する。

② 地域延長給付の延長

- ・ 令和6年度末までの暫定措置となっていた、特定退職者であって、雇用機会が不足する地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住し、かつ、再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当と市長が認めた者に対して、雇用保険法の規定による基本手当の支給の例により当該基本手当の支給条件に従い支給する失業者の退職手当について、令和9年3月31日以前に退職した職員まで支給できることとする。

③ その他

- ・ 規定の適正化

3 施行期日

- 2①、② 令和7年4月1日
- 2③ 公布の日

酒田市税条例の一部改正について

1 経過及び改正の理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行により、同法に定める標準化基準に適合する基幹業務システムの稼働に対応するため、固定資産税の納期を改正するもの。

2 主な改正内容

固定資産税の納期を現行の6期から4期に改正する。

3 施行年月日

令和8年4月1日

酒田市都市計画税条例の一部改正について

1 改正の理由

都市計画税の課税区域において変更が生じた地番等について、所要の改正を行うもの。

2 主な改正内容

(1) 区域外流入

広野字下中村、広野字末広

(2) 地番の変更

黒森字葎葉山、坂野辺新田字東貉山、新堀字豊森、新堀字前岡、落野目字杉之崎

3 施行年月日及び適用年度

令和7年1月1日から施行し、令和7年度分以後の都市計画税について適用する。

令和 6 年 1 1 月 2 2 日
企画部都市デザイン課作成

酒田市開発許可等の基準に関する条例の一部改正について

1 概要

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の名称等の変更について、所要の改正を行うものである。

2 内容

第 4 条第 17 号ア中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「物流総合効率化法」を「物資流通効率化法」に、「第 5 条第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に、「第 2 条第 3 号」を「第 4 条第 3 号」に改め、同号イ中「物流総合効率化法第 4 条第 5 項」を「物資流通効率化法第 6 条第 10 項」に改める。

3 施行期日

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

令和6年11月22日
健康福祉部高齢者支援課作成

酒田市介護保険条例の一部改正について

1 改正の理由

令和6年7月25日からの大雨による災害に伴い、災害を受けた者等の介護保険料の減免に関する特例を設けるため、所要の改正を行うもの。

2 主な改正内容

介護保険料の減免に関する申請期限の特例（第13条第2項ただし書）

介護保険料の減免に関する申請期限を、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日まで、特別徴収の方法による者は特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までとの規定に対し、災害以後の納期にかかる介護保険料の減免を適用させること等を目的として、市長が認めた場合、特例を設けることができるよう改正するもの。

3 施行期日等

公布の日から施行し、改正後の第13条第2項ただし書の規定は、令和6年7月25日から適用するもの。

令和6年11月22日
健康福祉部高齢者支援課作成

酒田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する 基準を定める条例の一部改正について

1 改正の理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員配置基準を変更するとともに、一の圏域において第1号被保険者数（65歳以上の高齢者数）がおおむね6,000人以上7,000人未満となる場合の職員配置基準に関する規定を追加するもの。

2 主な改正内容

(1) 介護保険法施行規則の一部改正に伴うもの

① 常勤換算法（※）の導入を可能とするもの

「地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省通知）」では、地域包括支援センターは常勤職員の確保が必要としつつ、「常勤職員を配置することが著しく困難な場合にあっては、適切な業務遂行を確保できるかどうかについて運営協議会の判断を得た上で、経過的にセンター職員の一部を常勤換算方法により必要人数確保することでも足りるものとする」とされたもの。

※非常勤職員の勤務延時間数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより計算する方法

② 複数圏域の高齢者人口を合算した職員配置を可能とするもの

地域包括支援センターの職員配置については、3職種（保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等）の配置を原則としつつ、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とするもの。（※参考資料）

(2) 一の圏域の高齢者数がおおむね6,000人以上7,000人未満となる場合の基準を新設するもの

	第1号被保険者数	人員配置基準
	1,000人未満	3職種のうちから1人又は2人
	1,000人以上2,000人未満	3職種のうちから2人（内、1人は常勤）
	2,000人以上3,000人未満	常勤の3職種のうち2人（内、保健師1人）
	3,000人以上6,000人未満	常勤の3職種3人
新設	6,000人以上7,000人未満	常勤の3職種3人+3職種のうちから1人

3 施行期日

令和7年4月1日から

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について（案）

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則として、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置**することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

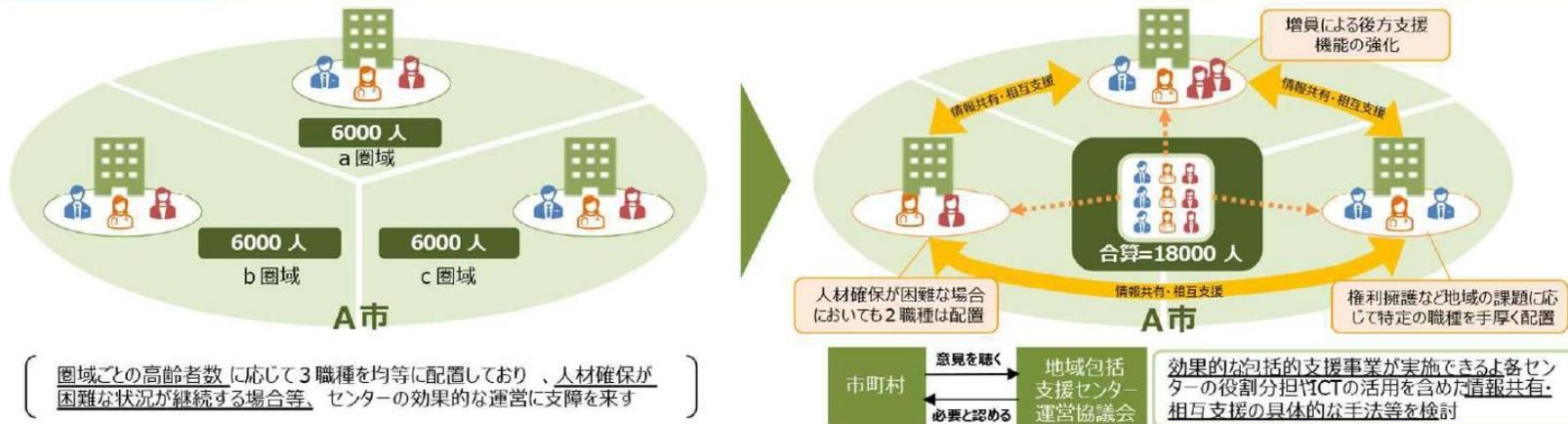
（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月閣議決定）

地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

介護保険法施行規則の改正(案)

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする**

注) 市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施
 - ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることのできることをとする（介護保険法施行規則の改正案）
 - ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正案）

（出典：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料）

酒田市国民健康保険税条例の一部改正について

1 改正の理由

令和6年7月25日からの大雨による災害に伴い、災害を受けた者等の国民健康保険税の減免に関する特例を設けるため、所要の改正を行うもの。

2 主な改正内容

国民健康保険税の減免に関する申請期限の特例（第27条第2項ただし書）

国民健康保険税の減免に関する申請期限を、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限前7日前まで、特別徴収の方法により徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日前7日までとの規定に対し、災害以降の納期にかかる国民健康保険税の減免を適用させることを目的として、市長が認めた場合、特例を設けることができるよう改正するもの。

3 施行期日等

公布の日から施行し、この条例による改正後の酒田市国民健康保険税条例第27条第2項ただし書の規定は、令和6年7月25日から適用するもの。

令和6年11月22日
地域創生部交流観光課作成

酒田市観光物産施設設置管理条例の廃止について

1 廃止の理由

酒田市観光物産施設の用途を廃止するため。

2 廃止の経緯

(1) 酒田市観光物産館

令和7年3月にオープン予定のいろは蔵パークに、酒田市観光物産館の指定管理者である酒田観光物産協会が、当該施設と同様の機能を有する店舗を出店する。

(2) 眺海の森物産展示即売所

運営事業者が無く休館中であることに加え、施設自体も老朽化しており、再開の目途が立たない。

3 施行日

令和7年4月1日

令和6年11月22日
農林水産部農政課作成

酒田市民農園設置管理条例の廃止について

1. 提案の理由

酒田市民農園の用途を廃止するため、条例を廃止するもの。

2. 施行年月日

令和7年4月1日

3. 条例廃止後の方向性

農園廃止後は、意欲ある農業者が営農に活用できる方向で調整中。

4. 利用者への周知の状況（令和5年11月29日以降）

- ・令和6年1月26日 利用者説明会（於 ひらたタウンセンター会議室2）
出席者 7組10名（欠席7名）
内 容 市民農園の現状と令和6年度以降の方向性について説明。
代替農園の紹介（松山河川運動公園内）
令和6年度市民農園利用申込書の配布
※説明会終了後欠席者7名に説明資料を送付。

5. 参考

- ・令和6年度利用申込者 6名11区画（令和5年度 14名21区画）
※代替農園への移行者はいなかった。

6. 今後のスケジュール

- ・令和6年 11月30日 令和6年度分利用許可期間満了
- ・令和7年 2月1日 市広報でお知らせ
- 4月1日 財産引継ぎ（行政財産→普通財産）
- 同 日 財産貸付契約締結（貸付する場合）

酒田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

1 概要

下水道法施行令において、下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数の基準を定めていたところ、より正確な指標である大腸菌数の測定が技術上可能となったことから、環境基本法や水質汚濁防止法等の大腸菌群数に係る水質基準が大腸菌数に係る基準に変更されました。

これを受けて下水道法施行令が改正されたことに伴い、本市においてもこれに対応するため、酒田市下水道条例を改正するものです。

2 内容

第16条第1項第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めるものです。

併せて、同10号中の「法第6条第4号」の引用部分を、法改正の号ズレにより「法第6条第5号」に改めるものです。

3 施行期日

令和7年4月1日

令和6年11月22日
農林水産部農政課作成

スマート農業研修センターの指定管理者の指定について

1 目 的

スマート農業研修センターは、令和4年度から株式会社ファーム・フロンティアが指定管理者として管理しており、令和7年3月31日で指定期間が終了するため、新たな指定管理者を選定するものです。

2 指定管理施設

名 称 スマート農業研修センター
所在地 酒田市大宮町四丁目9番3号

3 指定管理者候補者

住 所 酒田市大宮町四丁目9番3号
団体名 株式会社ファーム・フロンティア
代表取締役 中山 由紀

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

5 選定方法 公募

6 経 過

令和6年	9月 2日	募集開始
	9月30日	募集締切
	10月25日	選定委員会（指定管理候補者の選定）

7 選定結果

- (1) 得点 150.8点（配点200点）
- (2) 評価 受託能力がある

(3) 評価項目、配点及び得点

選定基準	審査項目	配点	得点
1 公共性と平等利用の確保が図られること	(1)管理の基本方針 (2)利用者の平等利用の確保	30	21.0
2 施設の効用の最大限の発揮と管理経費の縮減が図られること	(1)サービスの質の維持又は向上 (2)意見の反映と苦情等対応 (3)施設の効果的な活用方策 (4)効率的運営の取組み (5)要求水準等に対する取組み	50	35.8
3 事業計画に沿った管理を安定的に行う体制と能力を有していること	(1)業務履行の体制 (2)職員の雇用と人材育成 (3)施設の適切な維持管理 (4)財務的な能力 (5)施設運営に対する意欲等	60	45.2
4 法令遵守と安全管理の確保が図られること	(1)法令遵守の徹底 (2)個人情報の保護 (3)危機管理の取組み (4)環境への配慮 (5)地域連携と地域貢献	30	20.6
5 その他施設の性質又は目的に応じて必要と認める事項	(1)スマート農業の推進 (2)その他農業の振興を図る取組	30	28.2
合 計		200	150.8

※得点は、各委員の平均点である。(小数点以下第2位を四捨五入)

【評価】 受託能力がある (120点超～200点)
受託能力に疑問がある (120点以下)